

津市防災アドバイザー設置要綱

平成24年7月26日

（設置）

第1条 本市における防災対策の推進及び災害対応力の向上を図るため、津市防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（職務）

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項について、専門的及び技術的観点から助言等を行うものとする。

- (1) 津市地域防災計画の検討に関すること。
- (2) 災害についての市民啓発に関すること。
- (3) 職員の災害対応能力の向上に関すること。
- (4) 災害発生時の実効性かつ即応性ある対応に関すること。
- (5) その他本市の防災対策の推進に関すること。

（委嘱）

第3条 アドバイザーは、次の各号のいずれかに該当する者から市長が委嘱する。

- (1) 防災に関し高度の学識経験を有する者
- (2) 防災に関し高い識見を有する者

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の末日までとする。

2 アドバイザーは、再任することができる。

（謝礼）

第5条 アドバイザーには、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

（秘密の保持）

第6条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（解職）

第7条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

- (1) アドバイザーとしての活動が継続できないとき。

(2) その他アドバイザーとしての適性を欠くと市長が認めるとき。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。